

さいたま市告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区本町東二丁目126番14の一部、126番26の一部、127番7の一部、127番12の一部
- (2) 指定の年月日 昭和41年1月29日
- (3) 指定の番号 第25号
- (4) 廃止の年月日 令和8年3月19日
- (5) 廃止の番号 第南廃25-005号
- (6) 道路の幅員 4.00m
- (7) 道路の延長 14.00m